

# 市民伝言板利用案内

令和5年4月1日改正

清瀬市経営政策部シティプロモーション課

市報の市民伝言板欄は、市民相互の情報交換の場、交流の場として、より多くの市民の方に公平に活用していただく目的で設けた欄です。

この趣旨を踏まえ、円滑に伝言の掲載を行っていくため、次のとおり、利用ルールを設定しておりますので、ご協力をお願いします。

また、市ホームページにも掲載します。

## 1. 掲載対象

市内に主な活動拠点（原則として公共施設）があり、構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学者であるアマチュアの団体・サークルの、特定の日に行う催し物またはサークル仲間募集を対象とします。

費用が、催し物の参加費または材料費等が3,000円以下のもの、サークル仲間募集は入会金及び月会費がいずれも3,000円以下のものとします。ただし、スキーやハイキングなど市外での催し物については、明細の事前提出により審議し、掲載を決めるものとします。

※学校・保育園・幼稚園等はアマチュアの団体・サークルに含みません。

## 2. 掲載を認めないもの

### ① 政治活動を目的とするもの

※ 政治活動と誤解される恐れ（例：イベント名や講演テーマ、団体名に政治活動を思わせるもの）のある場合も含む。

### ② 宗教活動を目的とするもの

※ 宗教活動と誤解される恐れ（例：イベント名や講演テーマ、団体名に宗教活動を思わせるもの）のある場合も含む。

### ③ 営業活動及び営利活動を目的とするもの

※ 営業活動・営利活動とは、講師・指導する者が自ら実施する催し物またはサークル仲間を募集するもので、申込者及び問合せ先が講師・指導する者、また講師・指導する者と同一住所の者の場合を含みます。

※ サークル活動であっても講師宅等看板が掲げられた会場で行われている活動、及び個人宅で行われている活動は営業活動・営利活動と見なします。

### ④ 公序良俗に反するもの

### ⑤ 求人・求職に関すること

### ⑥ 相談（業務）に関すること

### ⑦ 講師・指導する者が団体の責任者であったり、掲載の申込み者、問合せ先であるもの

- ⑧ 構成員の半数以上が、市内在住・在勤・在学者でない団体
- ⑨ 活動拠点が市内（原則として公共施設）でない団体もしくは催し物会場が市内でない場合。  
※ただし、スキーやハイキング、自然観察会等市内でできない野外活動などは除く。
- ⑩ 物品の販売を目的の1つとした催し物に関するもの
- ⑪ 掲載内容が事実と相違するなど、市民の信頼を損なったことのある団体または個人
- ⑫ その他、上記事項に準ずるもの  
※ただし、福祉関係団体が行うバザーや地域のお祭り等は除く。

### 3. 原稿の受付

「催し物」の原稿は、掲載希望号の3号前の発行日から2号前の発行日までの間（4月1日号掲載希望の場合は、2月15日から3月1日までの間）でのみ受け付けます。ただし、初日または終日が土・日曜日、国民の祝日に該当した場合は、土・日曜日にあつては直近の月曜日、国民の祝日にあつてはその翌日とします。

「サークル仲間募集」の原稿は、3月15日号掲載希望分は10月1日から2月15日まで、9月15日号掲載希望分は4月1日から8月15日までの間受け付けます。

ただし、初日または終日が土・日曜日、国民の祝日に該当した場合は、土・日曜日にあつては直近の月曜日、国民の祝日にあつてはその翌日とします。

また、原稿の提出は各号の受付開始日の午前8時30分からとします。なお、受付開始日以前及び以後の提出は、いかなる理由でも受け付けません。

### 4. 原稿の受付方法

原稿は、市役所3階のシティプロモーション課で配布若しくは市ホームページからダウンロードできる所定の用紙（市民伝言板掲載依頼書）または専用フォームでのみ受け付けます。

所定の用紙は、シティプロモーション課の窓口に直接、またはEメール（kouhou@city.kiyose.lg.jp）・ファクス（042-491-8600）・郵送（締切日必着）にて受け付けます。専用フォームは市ホームページ（ページ番号1002926）内にあります。なお、市報掲載の際、シティプロモーション課より内容の確認のお電話をさせていただくことがありますので、必ず日中連絡が取れる方の電話番号をご記入ください（確認が取れない場合、掲載できないことがあります）。

※所定の用紙（市民伝言板掲載依頼書）以外での申込みは受け付けません。また、記載ルールが守られていない場合も申込みは受け付けません。

※ファクスで申込む場合は、送信後、シティプロモーション課プロモーション係（電話）042-497-1808へ連絡してください。連絡がない場合は、申込み無効となります。

### 5. 掲載団体数

申込みは、催し物は毎号先着順で25団体までとします。サークル仲間募集は、申込み期間内に受け付けたもので内容等に問題ないものは上限を設けないこととします。

## 6. 掲載回数の制限等

公平の原則に基づき、内容が異なっても、同一の団体（※）は一度掲載された後、催し物は3号以上間隔をあけての掲載とします。なお、サークル仲間募集は年度内2回（3月15日号及び9月15日号）、催し物は年度内6回までです。

異なるサークル・団体であっても、申込者や問合せ先が同一人物・同一施設・同一住所及び電話番号の場合は掲載できません。発覚した場合は、先に申込まれたものを優先とします。

※「同一の団体」とは、その活動費や構成員等に関連性があり、また、相互に連絡を取り合うことが可能な団体及び、同じ施設内で活動している団体をいいます。

したがって、ただ単に同一組織（例えば、学校など）に所属しているだけで、実際の団体同士には何の関連もなく、連絡を取り合うことが不可能な場合は、同一の団体となりません。

ただし、このような条件を満たさない場合でも、実質上同一団体と判断せざるを得ない特別の事情があるときは、その団体を同一の団体とみなすことがあります。

## 7. 掲載の優先順位

郵送等で、先着順が不明なものについては、掲載頻度が少ないもの（前回の掲載からどれだけ間隔があいているか）を優先して掲載します。

## 8. 原稿の校正

掲載前に、掲載内容の校正をメールまたはファクスで依頼します。指定の期日までにご連絡がない場合は、修正なしとして掲載します。

## 9. 市ホームページへの掲載

「催し物」は、市報掲載後に市ホームページ（ページ番号1002925）に掲載します。掲載内容は、市報のままとします。原則、講師名は除きますが、講演会などの催し物で、講師名などの掲載を希望する場合は、内容欄にも講師名などを記入してください。ただし、その場合でも決められた字数を超えることはできません。掲載期間は、次号発行前までとします。

「サークル仲間募集」は、市報掲載後に市ホームページ（ページ番号1011560）に掲載します。掲載内容は、市報のままとします。掲載期間は、3月15日号掲載分は9月15日号発行前まで、9月15日号掲載分は3月15日号発行前までとします。

掲載内容を変更する場合は、再度、市民伝言板掲載依頼書をシティプロモーション課へ提出してください。

掲載の削除を希望する場合は、直接窓口、または電話（042-497-1808）・Eメール（kouhou@city.kiyose.lg.jp）・ファクス（042-491-8600）でシティプロモーション課へご連絡ください。

## 10. トラブルの処理

掲載内容に関してトラブルが生じた場合には、当事者間で処理をお願いします。市は一切の責任を負いません。

## 11. 注意事項

- ① 紙面編集の都合により、シティプロモーション課で内容を一部削除・変更等する場合があります。
- ② 掲載後、苦情やトラブルがあった場合には、次回以降の掲載を見合わせる場合があります。

附則

この基準は、平成25年8月1日から施行し、平成25年10月1日以降の申込みから適用する。

附則

この基準は、公布の日から施行する。

附則

この基準は、平成30年8月15日以降の申込みから適用する。

附則

この基準は、令和4年8月12日以降の申込みから適用する。

附則

この基準は、令和4年10月18日以降の申込みから適用する。

附則

この基準は、令和5年3月10日以降の申込みから適用する。